

令和 8 年度科学技術人材等活用促進事業 委託業務企画提案仕様書

1 委託業務の名称

令和 8 年度科学技術人材等活用促進事業委託業務

2 業務期間

契約締結の日から令和 9 年 2 月 26 日まで

3 企画提案総額の上限

今回の企画提案応募については、9,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む）の範囲内で見積もること。ただし、この金額は企画提案募集にあたり設定したものであり、実際の契約金額とは異なる。

4 事業概要

(1) 事業の目的

新・沖縄 21 世紀ビジョン基本計画（令和 4 年 5 月策定）において、継続的なイノベーションの創出に向けて、将来の研究活動を担う創造性豊かな高度研究人材及び大学生等が県内で活躍できる環境整備に取り組むこととしている。

本事業は、持続的なイノベーションの創出においては研究開発を担う科学技術人材が必要であることを踏まえ、理系分野等を専攻した学生等が県内研究開発型企業と繋がる機会を創出することで、科学技術人材の県内企業に対する興味・関心を高めていくとともに、学生等がその専門性を活かし、科学技術人材として県内の研究開発型企業で研究開発の促進を図ることで、産業の高度化による持続的なイノベーションの創出へと繋げていくことを目的に実施する。

(2) 事業対象者等の定義

・科学技術人材等

① 県内の大学院に在籍する者

② 修士または博士の学位を取得した者のうち、県内大学等において研究活動に従事している者

③ 大学生等

県内の大学または高等専門学校に在籍する学生

※①～③の者について、原則として下記分野の専攻を対象とする。

分野：農学、理学、工学、保健学、教育学（理科・数学・技術教育分野）等
自然科学・科学技術に関連する分野（所属学部・研究科の名称は問わない）

・県内研究開発型企業等

沖縄県内に事業所（登記上の事業所、工場、研究所等）を有する企業、団体のうち、「ライフサイエンス」・「環境」・「エネルギー」・「農林水産」・「情報通信」・「ナノテク・材料」・「ものづくり技術」等の分野において、研究開発、技術開発、製品開発、データ活用、その他科学技術に関連する分野の企業等

5 委託業務の内容

4 (1)の事業の目的を達成するため、次の取組を行う。

なお、下記の各事項に関する提案にあたっては、沖縄県内における科学技術人材の活躍促進について、提案者が考える現状及び課題の分析、提案者の問題意識を記載のうえ、それらを解決に繋げるための効果的だと思われる取組について対応する形で盛り込むこと。

(1) 科学技術人材の活躍促進に向けて、人材と県内研究開発環境のマッチング支援

① 理系学部生等に対する県内研究開発型企業等の情報提供

県内企業等の研究内容・技術等に対する科学技術人材の理解を促すとともに、専攻分野の社会における活用事例や専攻分野を活かした将来的な活躍の可能性等について具体的に把握できるよう、ピッチイベント等を実施すること。なお、イベント等の実施形式については、科学技術人材及び県内企業等のニーズに即したものとすることとし、実施後はアンケートを実施すること。

また、早期から学生の研究開発に対する関心を高め、県内において研究開発を担う科学技術人材としての活躍を促進するために、理系学部等の1・2年生を対象とした取組についても企画すること。

大学との連携方法、効果的な情報提供の手法、イベントの実施時期及び場所、対象となる学生の参加促進方法については企画提案すること。また、ピッチイベント等へ参加を想定する県内研究開発型企業（案）についても記載すること。

② 研究開発型企業と理系学部生等との効果的な接続支援

県内研究開発型企業と、県内大学理系学部生等との接続を支援するため、企業見学、面談のサポートやインターンシップの支援など、接点の形成に資する実践的な取組を行うこと。なお、具体的な手法、実施時期、参加する学生及び協力企業の掘り起こし方法など、マッチング促進に向けて効果的と思われる取組について企画提案すること。

(2) 科学技術人材の持続的な活躍に向けた調査・今後のあり方検討

沖縄県内におけるイノベーション・エコシステム構築に向け、県内における科学技術人材の育成、活用及び定着等の現状を把握するため、関係機関へのヒアリングその他必要な調査を実施すること。

また、ヒアリング等を踏まえて沖縄県における科学技術人材の持続的な活躍に向けた施策のあり方及び具体的取組等について検討すること。

調査対象機関（案）や実施方法、時期等の手法については提案すること。

(3) その他、本事業の目的に資する取組（自主提案）

上記のほか、事業者自らが有する専門知識やノウハウ等を活用することで、より有用な結果が得られる場合は自主提案すること。

また、提案者が国や県の他事業に参画することが想定される場合は、重複した内容を避け、企画内容の棲み分けを行うこと。

6 事業目標について

県においては、本事業における令和8年度の目標を以下のとおり設定していることから、これを上回る事業内容とすること。

(1) 活動内容について

- ・ピッチイベント等への参加者数（延べ 100 名以上）
- ・大学等と連携したイベント等の実施回数（4 回以上）

(2) 成果について

- ・科学技術人材と研究開発型企业とのマッチング件数（2 件以上）
- ・支援を受けた科学技術人材へのアンケート調査において「県内の研究開発型企业における業務・研究開発の内容を具体的にイメージできた」と回答した割合（70% 以上）

7 業務を実施する上での必要事項

(1) 実施事項

① 事業実施のために必要な配置

本事業を効果的かつ円滑に実行するため、下記のとおり組織体制を整備すること。

- (ア) 科学技術人材等と県内企業等のマッチングについて、経験、知識・情報、人的ネットワークを有し、効果的に事業を実施することができる十分な人員を必要数配置し、役割分担を明記すること。
- (イ) 県との円滑な連絡・調整体制がとれるよう、全体を把握する総括責任者を 1 名配置すること。
- (ウ) 業務受託者は、業務の適正かつ円滑な執行に向けて、沖縄県と適宜、業務内容等に関する打ち合わせを実施するとともに、適宜業務の進捗状況報告を行う。

(2) 再委託の制限等

① 再委託の制限

本業務のうち、契約金額の 50% を超える業務、業務全体の管理運営、企業等との総合調整、指導監督、確認検査など、統括的かつ根幹的な業務については、契約の主たる部分として、再委託することができない。

また、本契約の企画提案応募申請者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。

② 再委託の範囲

再委託することのできる業務等の範囲は以下のとおりとする。

- (ア) 分析、試験、解析等の外注
- (イ) その他、簡易な業務（資料の収集・整理、複写・印刷・製本、原稿・データの入力及び集計等）
- (ウ) 再委託の承認

契約の一部の再委託しようとするときは、書面による県の承認を得なければならない。ただし、上記(2)②(イ)「その他、簡易な業務」を再委託するときにはこの限りではない。

8 成果物について

(1) 成果報告書の作成

本業務終了時に、次の成果品を提出すること。

- ア 委託業務報告書（ファイル綴じ）・・・・・・・・・・ 1 部
- イ その他事業に関連して作成した成果品・・・・・・・・ 1 部
- ウ ア及びイの電子ファイル・・・・・・・・・・ 1 部

(2) 成果物の著作権及び所有権は沖縄県に帰属する。ただし、本業務にあたり、第三

者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。

- (3) 本業務により得られた成果物、資料、情報等は、委託者の許可なく他に公表、貸与、使用、複写、漏えいしてはならない。
- (4) 委託業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果物の不良箇所があった場合は、速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

9 その他

- (1) 本仕様書に記載の業務内容は、企画提案のために設定したものであり、実際の委託契約の仕様書とは異なる場合がある。
- (2) 企画提案が選定された場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。
- (3) 業務の遂行に当たっては沖縄県と随時協議・報告を行い、その指示に従うものとする。
- (4) 委託業務に係る経費については、帳簿類や領収書等を備え、使途を明らかにすること。
- (5) 前項を満たさない場合または事業完了時において実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。
- (6) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、あるいは本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、沖縄県（企画部科学技術振興課）と協議すること。

以上